

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「事業要綱」という。）に定めるもののほか、指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法、施行令、施行規則及び事業要綱の例によるものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「国指定様式」という。）に定める別紙様式第3号（4）による指定の申請書により行うものとする。

(指定の拒否)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定を受けることができない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱（以下「基準要綱」という。）で定める基準を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、基準要綱で定める基準に従って適正な指定訪問・通所事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (4) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、法又は施行令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、施行令第35条の3各号に掲げる規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3に規定する保険料等をいう。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（法第70条第2項第5号の3に規定する保険料等の全てをいう。）を引き続き滞納している者であるとき。
- (8) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内

に当該法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。

- (9) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。
- (10) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日（以下「検査日」という。）から10日以内に検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 第10号に規定する期間内に施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (13) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等（法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (14) 申請者の役員等のうちに第4号から第8号まで又は第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

（指定の更新）

第5条 施行規則第140条の63の7に規定する市町村が定める期間は、6年とする。

- 2 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請は、国指定様式に定める別紙様式第3号（5）による指定の更新の申請書により行うものとする。

（変更の届出等）

第6条 指定事業者は、次の各号（指定1日型デイサービス又は指定短時間型デイサービスについては第6号を除く。）に掲げる事項に変更があったとき、又は休止した当該指定訪問・通所事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- (4) 事業所の平面図
- (5) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (6) 指定訪問介護サービス事業者である場合は事業所のサービス提供責任者の、指定生活援助特化型訪問サービス事業者である場合は事業所の訪問事業責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (7) 運営規程
- (8) 役員の氏名、生年月日及び住所

2 前項の規定による届出のうち、変更の届出に係るものにあつては国指定様式に定める別紙様式第3号（1）による変更の届出書により、再開の届出に係るものにあつては国指定様式に定める別紙様式第3号（2）による再開の届出書により、それぞれ行うものとする。

3 第1項の届出であつて、指定1日型デイサービス又は指定短時間型デイサービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該指定1日型デイサービス又は指定短時間型デイサービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとし、指定訪問・通所サービスに係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは誓約書を添付して行うものとする。

4 指定事業者は、休止した当該指定訪問・通所事業を再開したときは、再開した年月日を市長に届け出なければならない。

5 指定事業者は、当該指定訪問・通所事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に指定訪問・通所サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

6 前項の規定による休止又は廃止の届出は、国指定様式に定める別紙様式第3号（3）による休止又は廃止の届出書により行うものとする。

7 指定事業者は、第5項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該指定訪問・通所サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定訪問・通所サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問・通所サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者又は地域包括支援センター、他の指定事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（公示）

第7条 市長は、法第115条の45の3第1項の指定をしたとき、前条第5項の規定による事業の廃止の届出があったとき又は法第115条の45の9の規定により法第115条の45の3第1項の指定を取り消し、若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 当該指定事業者の名称
- (2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) サービスの種類

2 前項の規定による公示は、市報に登載して行うものとする。

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

第8条 本要綱第3条、第5条第2項並びに第6条第2項及び同条第6項の規定による申請等は、これらの条項に規定する書面による申請等に代えて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の場合において、添付書類が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 第3条に規定する申請の手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。